

議案第21号

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例について

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

勤労青少年ホーム及び勤労者体育センターについて、施設の改修、利用形態の変更等を踏まえ、名称を変更し、及び施設の管理に係る規定を一本化したいため、この案を提出するものである。

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例

(設置)

第1条 勤労者の福祉及び市民の余暇活動の増進を図るため、八潮市勤労者福祉・スポーツセンター（以下「センター」という。）を八潮市大字南川崎523番地に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 勤労者の就労支援、講習会の開催等に関すること。
- (2) 教養、趣味及びレクリエーションに関する施設の利用に関すること。
- (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第3条 センターには、所長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、前項に規定する休館日のほか、管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又はこれを変更することができる。

(利用時間)

第5条 センターを利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用期間)

第6条 センターを引き続いて利用することができる期間は、3日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の不許可)

第8条 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利販売等の目的であると認められるとき。
- (4) その他管理上又は公益上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 使用料を納期限までに納めないとき。
- (4) 不正な手段で許可を受けたとき。

2 市は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当したことにより、同項の規定による許可の取消し等の処分を受けたことによる損害が生じた場合においても、その責めを負わない。

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は退場させることができる。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯する者
- (3) 市長の指示に従わない者その他管理上支障があると認められる者

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第11条 利用権利者は、許可目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第12条 利用権利者は、その利用を終えたとき又は第9条第1項の規定

により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 施設等の利用に当たり当該施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(使用料)

第14条 利用権利者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請により使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため、センターを利用するとき。
- (2) 前号のほか、特別の理由があると認められるとき。

(使用料の還付等)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。
- (3) やむを得ない理由により、利用権利者が利用の許可の取消しを市長に申し出て、その承認を得たとき。

2 未納の使用料のうち、その使用料が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができることとなるものについては、その還付することができることとなる使用料に相当する金額をその使用料から減額することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(八潮市勤労青少年ホーム設置及び管理条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 八潮市勤労青少年ホーム設置及び管理条例（昭和58年条例第18号）

(2) 八潮勤労者体育センター設置及び管理条例（昭和58年条例第19号）

(準備行為)

- 3 第7条第1項の規定による利用の許可その他の必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 施行日から令和5年6月30日までの間における別表に掲げる施設の使用料については、第14条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

施設の 名称	使用料			
	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～9時	午前9時～午後9時
体育室 (全面)	1,400円	1,900円	2,100円	4,900円
体育室 (片面)	700円	900円	1,100円	2,400円
体育室 (バドミントン)	200円	300円	400円	800円
会議室兼 研修室 (全面)	1,300円	1,700円	2,000円	4,500円
会議室兼 研修室 (片面)	700円	900円	1,100円	2,400円
音楽室	500円	700円	900円	1,900円

和室	500円	700円	900円	1,900円
軽運動室 (全面)	2,300円	3,100円	3,500円	8,000円
軽運動室 (半面)	1,200円	1,600円	1,800円	4,100円
多目的室	800円	1,000円	1,200円	2,700円

- 5 令和5年7月1日から令和7年3月31日までの間、別表に掲げる施設を利用することができる者は、市内に住所を有する者並びに市内に所在する事業所に勤務する者及び市内に所在する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法124条に規定する専修学校をいう。別表において同じ。）に在学する者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 6 施行日前に行われた附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による利用の許可その他の行為は、この条例の相当規定により行われた利用の許可その他の行為とみなす。

別表（第14条関係）

施設の 名称	使用料			
	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～9時	午前9時～午後9時
体育室 (全面)	2,000円	2,700円	3,000円	6,900円
体育室 (半面)	1,000円	1,300円	1,500円	3,400円
体育室 (バドミントン)	300円	400円	500円	1,100円
会議室兼 研修室 (全面)	2,400円	3,200円	3,600円	8,300円
会議室兼 研修室 (半面)	1,200円	1,600円	1,800円	4,100円
音楽室	1,000円	1,400円	1,500円	3,500円

和室	900円	1,200円	1,400円	3,200円
軽運動室 (全面)	3,600円	4,900円	5,400円	10,900円
軽運動室 (半面)	1,900円	2,500円	2,900円	6,600円
多目的室	1,600円	2,100円	2,400円	5,500円

備考 本市並びに草加市、越谷市、三郷市、吉川市及び松伏町（以下「5市1町」という。）に住所を有する者、5市1町に所在する事業所に勤務する者又は5市1町に所在する学校に在学する者以外の者及び5市1町に所在しない法人その他の団体に係る使用料は、所定の使用料に100分の150を乗じて得た額とする。

議案第22号

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
八潮市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

定年年齢の引上げを踏まえ、60歳を超える職員の昇給に関する基準を定めたいため、この案を提出するものである。

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八潮市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「55歳を超える」を「次の各号に掲げる」に、「「2号給」」を「当該各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める字句に読み替えるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳を超える職員 2号給
- (2) 60歳を超える職員 0

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第23号

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例について
八潮市長等給料特例条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を令和6年3月まで延長したいため、この案を提出するものである。

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例

八潮市長等給料特例条例（平成25年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
八潮市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の賦課限度額を改定したいため、この案を提出するものである。

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八潮市国民健康保険税条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第20条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の八潮市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第25号

八潮市文化財保護条例の一部を改正する条例について
八潮市文化財保護条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、引用条項の整備をしたいため、この案を提出するものである。

八潮市文化財保護条例の一部を改正する条例

八潮市文化財保護条例（昭和44年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第26号

八潮市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

八潮市立保育所設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市立中馬場保育所及び八潮市立大曾根保育所を廃止する等したいため、この案を提出するものである。

八潮市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

八潮市立保育所設置及び管理条例（昭和52年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「収容人員」を「定員」に改める。

第4条の見出しを「（開所時間）」に改め、同条中「保育時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後4時30分まで、土曜日は午前8時30分から午後0時30分まで」を「開所時間は、別表のとおり」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第4条関係）

保育所の名称	定員	位置	開所時間
南川崎保育所	90名	八潮市大字南川崎207番地1	月曜日～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後2時
伊草保育所	60名	八潮市大字伊草372番地	月曜日～金曜日 午前7時30分～午後6時30分 土曜日 午前7時30分～午後2時
八条保育所	60名	八潮市大字八条156.7番地	月曜日～金曜日 午前7時30分～午後6時30分 土曜日 午前7時30分～午後2時
古新田保育所	60名	八潮市大字古新田10番地	月曜日～金曜日 午前7時30分～午後6時30分 土曜日 午前7時30分～午後2時

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第27号

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業者に対し、利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定を義務付ける等したいため、この案を提出するものである。

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所ごとに、当該地域型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める

所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。
第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、地域型保育事業者において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する地域型保育事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第28号

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除したいため、この案を提出するものである。

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、学童保育事業者に対し、利用者の安全の確保を図るための安全計画の策定を義務付ける等したいため、この案を提出するものである。

八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 学童保育事業者は、利用者の安全の確保を図るため、学童保
育所ごとに、当該学童保育所の設備の安全点検、職員、利用者等に対す
る学童保育所外での活動、取組等を含めた学童保育所での生活その他の
日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他学童保
育所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「
安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じ
なければならない。

- 2 学童保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに
、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 学童保育事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図
られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周
知しなければならない。
- 4 学童保育事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて
安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 学童保育事業者は、利用者の学童保育所外での活動、取組等
のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、
利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握
することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。
第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 学童保育事業者は、学童保育所ごとに、感染症や非常災害
の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため
の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条
において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従
い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 学童保育事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとと

もに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 学童保育事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第6条の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第30号

八潮市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
八潮市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を改定
したため、この案を提出するものである。

八潮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八潮市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八潮市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に給付事由の生じた保険給付から適用し、同日前に給付事由の生じた保険給付については、なお従前の例による。

議案第31号

草加都市計画事業西袋上馬場土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例について

草加都市計画事業西袋上馬場土地区画整理事業施行に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提案理由

草加都市計画事業西袋上馬場土地区画整理事業の施行地区に八潮八丁目の一部を新たに編入したいため、この案を提出するものである。

草加都市計画事業西袋上馬場土地区画整理事業施行に関する条例の
一部を改正する条例

草加都市計画事業西袋上馬場土地区画整理事業施行に関する条例（平成
8年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び大字大曾根」を「、大字大曾根及び八潮八丁目」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

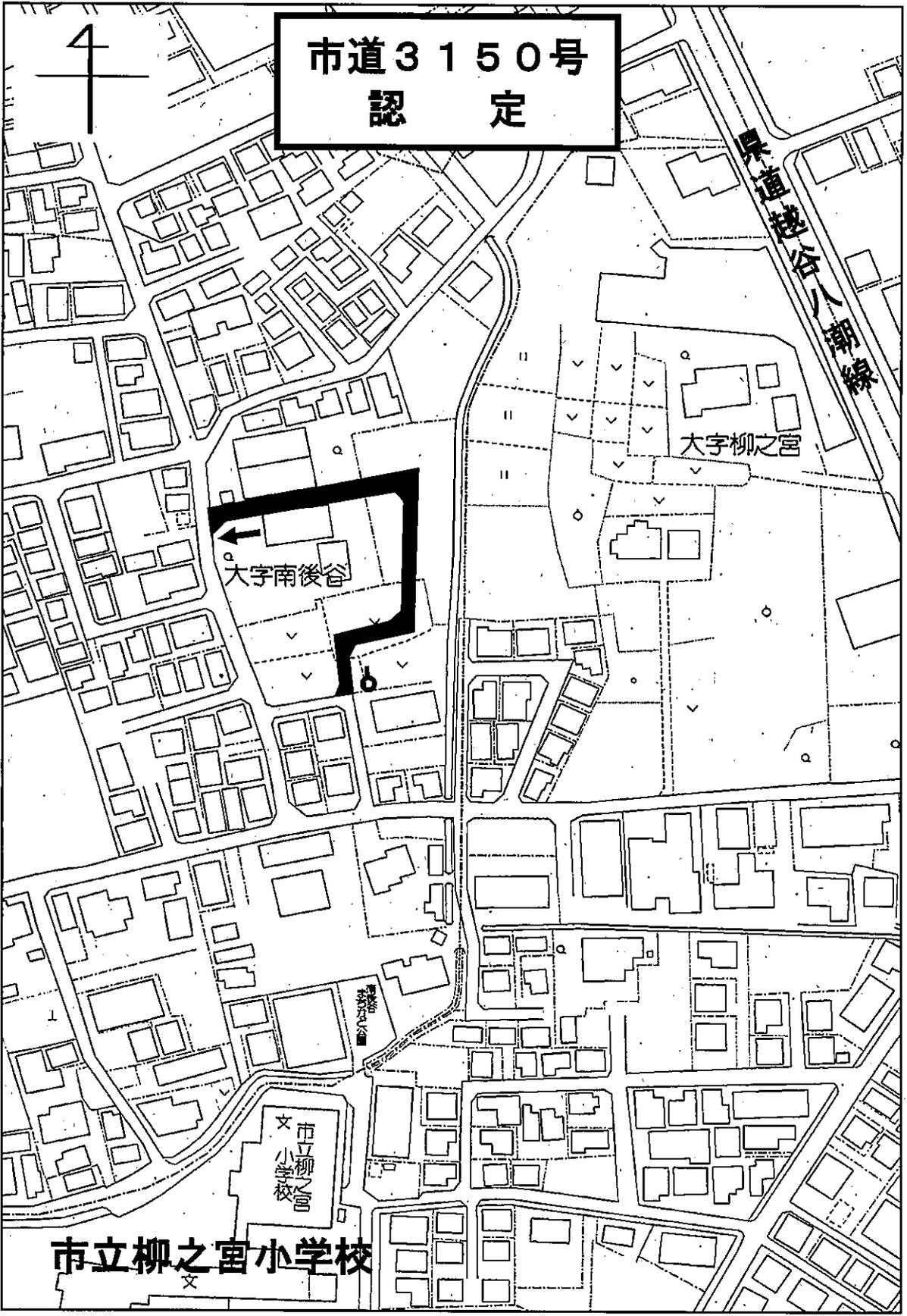
整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な経過地
5-1	3150号	八潮市大字南後谷字屋敷838番3先 八潮市大字南後谷字屋敷837番1先		

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提案理由

市道3150号については、宅地開発に伴い都市計画法第40条第2項の規定により市に帰属されたため、この案を提出するものである。



市道3150号
認定

県道越谷八潮線

大字柳之宮

大字南後谷

市立柳之宮小学校

市立柳之宮小学校

議案第33号

建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、議決を求める。

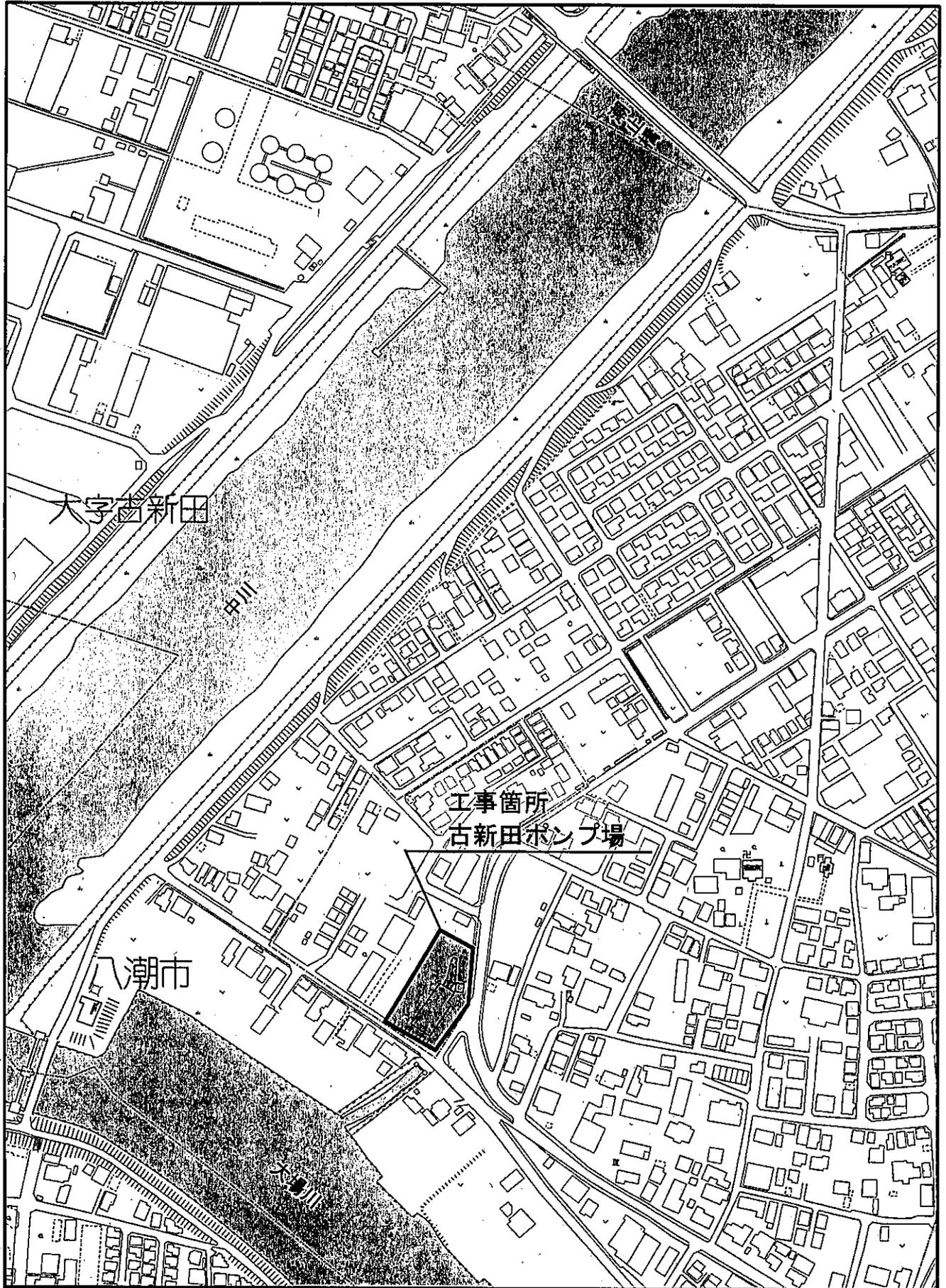
- 1 協 定 名 八潮市都市下水路古新田ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定
- 2 協 定 の 方 法 随意契約
- 3 協 定 金 額 変更前 1, 800, 000, 000円
変更後 2, 386, 300, 000円
- 4 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 森 岡 泰 裕

令和5年2月28日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

令和2年第4回定例会において議決を得た建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。



大字古新田

中川

工事箇所
古新田ポンプ場

潮市

大川

議案第34号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議決を求める。

- 1 工 事 名 八潮市新庁舎建設工事（建築工事・南側外構工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 5,563,800,000円
変更後 5,992,580,000円
- 4 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目16番1-14号
清水建設株式会社 東京支店
専務執行役員支店長 堤 義 人

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

令和3年第3回定例会において議決を得た工事請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第35号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議決を求める。

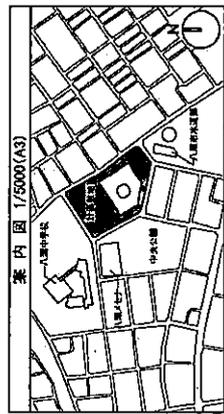
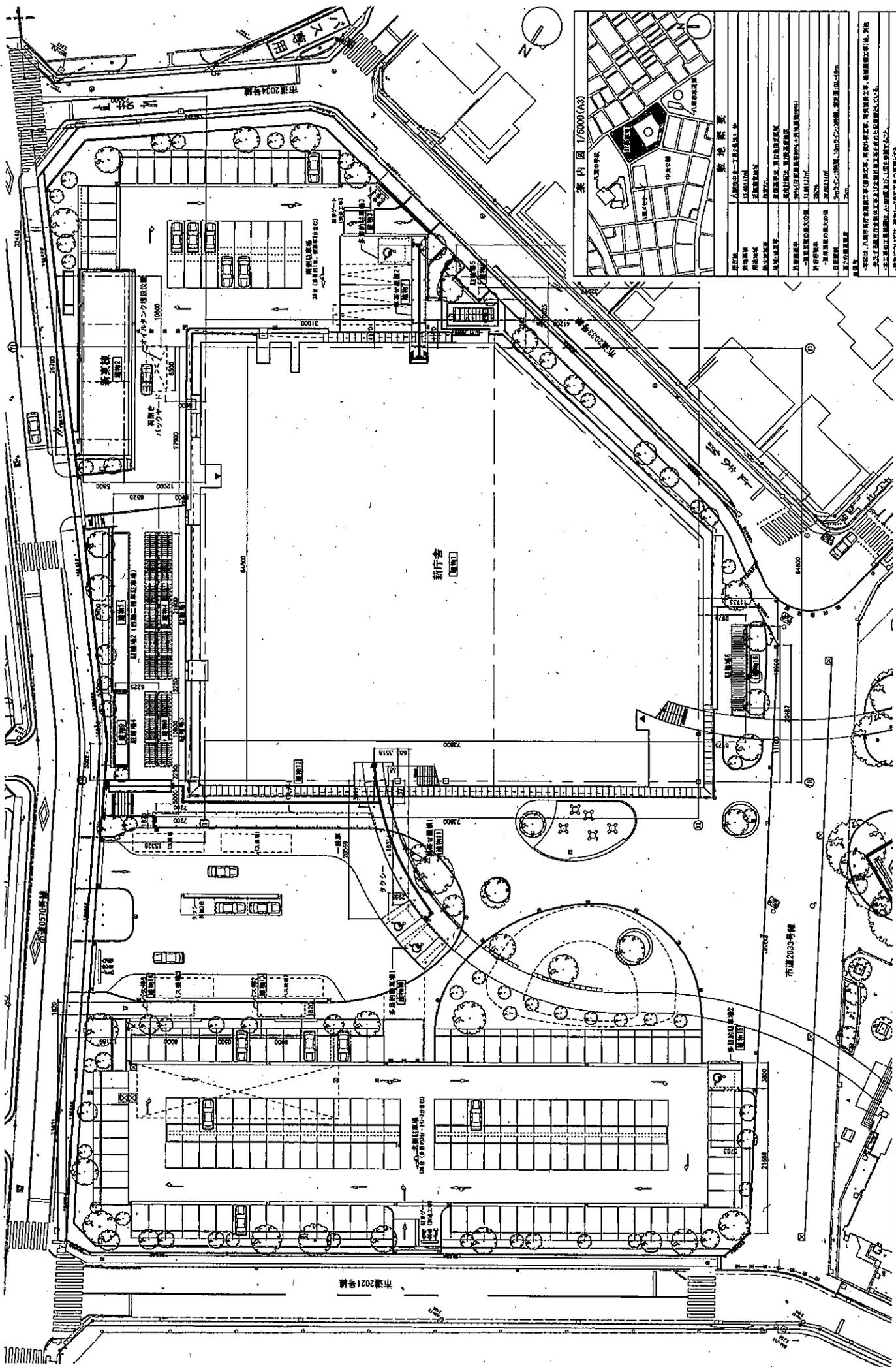
- 1 工 事 名 八潮市新庁舎建設工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 984,500,000円
変更後 1,020,910,000円
- 4 契約の相手方 恒栄・大広特定建設工事共同企業体
代表構成員
埼玉県川口市辻521
恒栄電設株式会社 埼玉出張所
埼玉出張所長 柴田 稔
構成員
埼玉県八潮市中央二丁目1番17
株式会社大広電気
代表取締役 熊田 秀明

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

令和3年第3回定例会において議決を得た工事請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。



敷地概要

所在地	八潮市二丁目1番1地
宗地	用途地域：第一種中高層住居専用地域
敷地面積	1,118.12㎡
建築面積	280㎡
容積率	25%
用途	事務所
用途制限	用途制限なし
高さ制限	25m
その他	なし

※本図は、八潮市都市計画部工務課より提供された資料に基づき作成されたものであり、実際の状況と異なる場合があります。また、本図は、八潮市都市計画部工務課より提供された資料に基づき作成されたものであり、実際の状況と異なる場合があります。

議案第36号

八潮市教育委員会委員の任命について

八潮市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により同意を求めらる。

木 下 史 江

令和5年2月28日提出

八潮市長 太 山 忍

提 案 理 由

木下史江氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、この案を提出するものである。

議案第37号

八潮市固定資産評価審査委員会委員の選任について

八潮市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求めらる。

風口末子

令和5年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提案理由

八潮市固定資産評価審査委員会委員坂橋千尋氏の退職に伴う補欠の委員の選任について同意を得たいので、この案を提出するものである。